

# ハラスメントの 予防策と事後対応

—セクハラ、パワハラ、マタハラなど—

経営者、管理監督者、人事労務担当者、また関心のある方を対象とした講演会です

職場のハラスメントは、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、職場環境を悪化させ、業績や生産性を低下させるなど、これを受けた人ばかりでなく、周囲の人、企業にとっても損失が大きく、対策が求められています。

今回は、労働案件を専門とした弁護士である講師から、ハラスメントの基本的な知識、具体的な予防策と事後対応、法改正への対応について、事例や裁判例を参考に解説します。ご参加をお待ちしています。

参加無料

平成 29 年 12 月 1 日 (金) 14:00~17:00

かながわ労働プラザ 3階 多目的ホール

JR石川町駅北口から徒歩3分

講師

神内 伸浩 氏

神内法律事務所 弁護士

事業会社の人事部勤務を8年間弱経て、平成19年弁護士登録。社会保険労務士の実績も併せ持つ。平成26年神内法律事務所開設。第一東京弁護士会労働法制委員会委員。労働案件を専門としている。著書、執筆、講演に多数の実績。

定員

170名 事前申込制

申込方法

電話

ファクシミリ (裏面の申込書)

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p710709.html>

申込締切り

平成 29 年 11 月 24 日 (金)

# 職場のハラスメント対策講演会(12/1)参加申込書

申込み 平成29年11月24日(金)までに、  
この用紙に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリでお送りください。  
ファクシミリ 045-633-5401  
かながわ労働センター管理企画課 行

お送りいただいたファクシミリは当日の参加票になりますので、控えをご持参ください。  
なお、定員(170名)を超えた場合は抽選を行い、落選者の方のみに連絡いたします。

事業所・ 団体名	
所属名	
電話	
住所	〒
参加者 氏名	(ふりがな)
	(ふりがな)
	(ふりがな)

ご記入いただいた個人情報は厳密に管理し、今回の講演会の実施のみに使用します。

